平成２８年（フ）第３号
岡山市南区曽根331番地８
債務者　寺下　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３号
横浜市鶴見区上末吉４丁目９番14号
債務者　永田　幸一
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目25番18号　ヴィラ笛田103
債務者　山本　綾美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
横浜市港南区日野５丁目13番21号　ゴールドコート港南102
債務者　藤戸　亜衣（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目32番１―643号
債務者　相原　祥明
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
栃木県栃木市藤岡町富吉1879番地、従前の住所栃木県栃木市梅沢町48番地11
債務者　田邉　竜一
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１００号
東京都八王子市越野12番地17
債務者　石丸　愛里
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1105―805
債務者　村田　篤子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５２０号
静岡県浜松市中区泉１丁目25番３号　ヴォートル泉Ｃ―201号
債務者　松下　知子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
静岡県浜松市中区幸１丁目５番17号　フローエスハイム幸306
債務者　小池ファビオこと　コイケ　ファビオ
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２号
沖縄県沖縄市山内２丁目22番21号　比嘉アパート205号
債務者　伊藝由美子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６８６号
静岡市葵区東鷹匠町３番43―407号
債務者　櫻井　六花
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７２８８号
東京都練馬区氷川台４丁目44―18―410、開始決定時の住所東京都練馬区早宮２丁目17―31―203
破産者　小谷　　靖
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３０６号
東京都千代田区麹町４丁目１番５号　麹町志村ビル５階
破産者　スエッツインフォメーションサービス株式会社
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７３号
東京都杉並区高円寺南４丁目44番３号
破産者　株式会社バンブーエステート
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部